

(様式 5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

資料番号	44-7	担当課	消防防災安全課		
法令名	火薬類取締法	根拠条項	法第 27 条第 1 項	許認可等の内容	火薬類の廃棄の許可
<p>○火薬類取締法 (廃棄)</p> <p>第二十七条 火薬類を廃棄しようとする者 (以下「廃棄者」という。) は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造業者が火薬類の製造中に生じた火薬類の廃棄をその製造所内で廃棄する場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、その廃棄の場所、日時、数量又は方法が不相当であると認めるとき、その廃棄に従事する者が火薬類の廃棄についての知識経験が十分でないときその他その廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をしてはならない。</p> <p>第二十七条の二 火薬類の廃棄は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。</p> <p>○火薬類取締法施行規則 (廃棄の許可申請)</p> <p>第六十五条 法第二十七条第一項の規定による火薬類の廃棄の許可を受けようとする者は、様式第三十の火薬類廃棄許可申請書を廃棄地を管轄する都道府県知事 (当該廃棄地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該廃棄地を管轄する指定都市の長。廃棄地を管轄する都道府県知事がないときは、その住所地を管轄する都道府県知事 (当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地を管轄する指定都市の長)。第八十一条の十四の表第十四号において同じ。) に提出しなければならない。</p> <p>[技術上の基準]</p> <p>○火薬類取締法施行規則</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第 66 条 (法第 27 条の 2 関係)・ 第 67 条第 1 項及び第 2 項 (法第 27 条の 2 関係)					